

平成24年8月から、配偶者からの暴力（DV）被害者に対する 児童扶養手当の支給要件が一部改正されます。

大事なお知らせ

- 平成24年8月から、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴力（DV）で「裁判所からの保護命令」が出された場合が加わりました。
- 児童扶養手当を受給するためには、市町村（特別区を含む）へ申請が必要です。お住まいの市町村に早めに問い合わせの上、手続きをしてください。（8月1日に支給対象となった方は、8月中に申請すれば、8月分から受給できます。）

児童扶養手当とは？

- ◆ 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

支給要件は？

- ◆ 次の①～⑨のいずれかに該当する子どもについて、母、父又は養育者が監護等している場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父又は母が死亡した子ども
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 父又は母が生死不明の子ども
- ⑤ 父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども（新規）
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※この他の支給要件もあります。
支給要件に該当するかについては嬉野市役所にご相談ください。

手当額（月額）とは？

- ◆ 受給資格者（ひとり親家庭の母や父など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。
※ 個々の手当額については、嬉野市役所にお問い合わせください。

今回の改正により新たに受給するためには？

- ◆ 児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市町村へ申請が必要です。
- ◆ 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、8月1日に支給対象となった方が8月中に申請をした場合、8月分の手当から支給することができます。⑥の支給要件に該当する方は、お早めに嬉野市役所にお問い合わせの上、手続きをしてください。
- ◆ 手当の支払いは、4月、8月及び12月の3期に、それぞれ前月までの分が支払われます。このため、8月分の手当は、12月に支払われます。

詳しくは、嬉野市役所へお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 嬉野市役所
塩田庁舎 福祉課 TEL0954-66-9121 または050-3535-7911
嬉野庁舎 健康福祉課 TEL0954-42-3306 または050-3535-7671